

# 大田区不登校対策アクションプランについて（概要）

## 大田区の現状

- 小学校では、国や都の出現率より下回るものの、平成29年度以降は国や都と同様に増加傾向にある。
- 中学校では、国や都の出現率より高い傾向にあり、平成28年度以降は国や都と同様に増加傾向にある
- 一度不登校の状態に陥ると学校復帰に結び付きにくい状況となる。

## 基本的な考え方

- 不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応
- 国や東京都の方針を踏まえる
- 不登校を児童・生徒の問題行動として捉えない
- どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉える
- 児童・生徒の社会的自立を促す
- 関係機関と連携協力を図りながら、組織的・計画的な取組を実施

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

（平成28年12月）

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」（平成29年 文部科学大臣決定）

「児童・生徒を支援するためのガイドブック」（平成30年12月 東京都教育委員会）

## 大田区不登校対策アクションプラン（概要）

### 基本方針策定の意義

全ての児童・生徒が安心して生活できる学校環境を構築し、豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を伸長する目的のもと、大田区・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応等の総合的な対策を効果的に推進する。

### 不登校の定義

「不登校児童生徒」とは、相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

### 基本的な考え方

- 1 不登校については、児童・生徒の問題行動として捉えるのではなく、様々な要因により登校に困難を生じている状態であり、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉えること。
- 2 不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的な自立のリスクも存在するため、未然防止や早期支援が重要であること。
- 3 学校や教育委員会は児童・生徒や家庭へ働きかけ、関係機関との連携協力等のネットワークによる支援を図り、未然防止から長期化への対応までの組織的・計画的な取組を行うこと。
- 4 保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりで取り組む。保護者は、その保護する児童・生徒が不登校及び不登校傾向になった際には、家庭での話し合い等や学校をはじめとする関係機関との相談・連携を通して、児童・生徒の社会的自立を促す。また、地域住民及び関係機関は、不登校の情報を得た場合には、学校や保護者の相談により協働的な取組に協力する。

### 学校の取組

- 1 不登校対策を推進する担当の指名
- 2 「登校支援員」「養護教諭補助」の活用
- 3 「不登校対策委員会」の実施
- 4 不登校対策に関する年間計画の作成
- 5 各種調査の活用
- 6 「個別適応計画書」の作成
- 7 関係機関との連携
- 8 日常的な居場所から教室復帰へ
- 9 不登校児童生徒の出席の取扱いに関する判断

### 教育委員会の取組

- 1 研修の実施（教員の資質・能力の向上）
- 2 不登校に関する「連絡協議会」の実施
- 3 「登校支援アドバイザー」「メンタルフレンド」の派遣
- 4 教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）における支援
- 5 「不登校特例校」の設置に向けた準備
- 6 学習支援の充実（関係機関との連携やICT等の活用）
- 7 「登校支援コーディネーター軽減講師」の配置
- 8 「学校外の民間施設」との連絡会の実施
- 9 スクールソーシャルワーカーの活用
- 10 今後の不登校対策施策について検討する会議体の設置

---

---

# 大田区不登校対策アクションプラン

(令和3年度～令和5年度)

---

---



令和3年3月  
大田区教育委員会

## はじめに

教育基本法第1条には、教育の目的として「人格の完成」と「社会の形成者としての資質・能力の育成」が掲げられている。また、第5条には、「義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」と示されている。

本区が令和元年6月に策定した新たな教育振興基本計画である「おおた教育ビジョン」では、子どもたちが現実社会を理解し、思考し、他者と連携・協働しながら、新たな価値を創造するという人間ならではの資質・能力を生かし、主体的に未来社会を創造する力を身に付けてほしいと考え、テーマを「豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てる」とした。そして、重点的に進める6つの教育プランの一つを「プラン1 未来社会を創造的に生きる子どもの育成【未来】」とし、これからの未来社会を見据え、社会の変化に主体的に対応し未来を創る力として「コミュニケーション能力」「論理的、科学的な思考力」「情報活用能力」「ともに生きる力」「健康増進・体力向上」の5つの資質・能力に富む子どもを育てる教育施策を推進している。

一方で、国の調査によると、平成30年度の不登校児童・生徒数は、約16万5千人と6年連続で増加し、そのうちの約6割が90日以上欠席しているなど、憂慮すべき状況となっている。こうした状況の中、国は、不登校児童・生徒への支援について初めて体系的に定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を平成28年12月に成立・公布し、平成29年2月に完全施行した。

本区においても、不登校については、小・中学校共に3年連続で不登校出現率が増加するなど、喫緊の課題として捉えている。東京都のモデル事業の成果を受けて、不登校対策事業実施校を平成30年度から指定し、登校支援コーディネーターが中心となって校内の不登校対策を推進するなど、様々な不登校の施策に取り組んでいる。

不登校は、多様で複雑な要因・背景によって、児童・生徒が「結果として不登校状態になっている」という状態であり、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい場合がある。不登校の時期が、その児童・生徒自身にとって、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつ一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在する。

本アクションプランは、不登校の状態によって、子どもたちの豊かな心や未来を創り出す力が阻害されることのないよう、個々の状況に応じて社会的な自立につながる支援の方向性を明らかにし、本区の不登校施策の取組について体系的にまとめたものである。

## 目 次

○ はじめに	1
I 大田区不登校対策アクションプランと大田区不登校対策基本方針	4
1 本アクションプランの位置付け	4
2 計画期間	4
3 他の計画との関係	4
II 大田区不登校対策基本方針	5
III 大田区の不登校に関する実態と現状	10
1 大田区の不登校児童生徒数と出現率及び復帰率	10
2 不登校出現率の経年変化	10
3 大田区における不登校になったきっかけと考えられる状況	11
4 相談指導を受けた学校内外の機関等	12
IV 大田区不登校対策基本方針に基づく具体的な取組	14
資料編	
資-I 国の不登校施策の動向	21
1 国の不登校施策の動向	21
(1) 法の整備	21
(2) 不登校児童生徒への支援の在り方について（平成28年9月14日通知）	21
(3) 不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日通知）	22
2 国における不登校児童・生徒の状況	23
(1) 10年間における国の不登校児童・生徒数の割合	23
(2) 令和元年度における国の不登校の状況	24
(3) 令和元年度における国の不登校の要因	26
資-II 東京都の不登校施策の動向	27
1 令和元年度における東京都の不登校児童・生徒の状況	27
2 東京都の不登校施策	27

資-Ⅲ 大田区の不登校施策の動向	29
1 不登校対策事業	29
2 学級集団調査 (hyper-QU)	30
3 個別適応計画書の作成	30
4 「大田区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン」 の通知	31
5 不登校特例校	32
○<参考資料1 不登校対策の年間計画フォーマット例 (小学校)>	33
○<参考資料2 不登校対策の年間計画フォーマット例 (中学校)>	35
○<参考資料3 大田区立学校における不登校解決要綱>	37
○<参考資料4 大田区不登校対策事業実施要綱>	39
○<参考資料5 大田区不登校対策事業実施要領>	41
○<参考資料6 大田区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いガイド ライン (改訂版)>	43
○<参考資料7 別紙 大田区 不登校児童・生徒に係る「学校外の民間施設」 についての取扱いについて (改訂版)>	46
○ おわりに	48
○ 参考文献	48

# I 大田区不登校対策アクションプランと大田区不登校対策基本方針

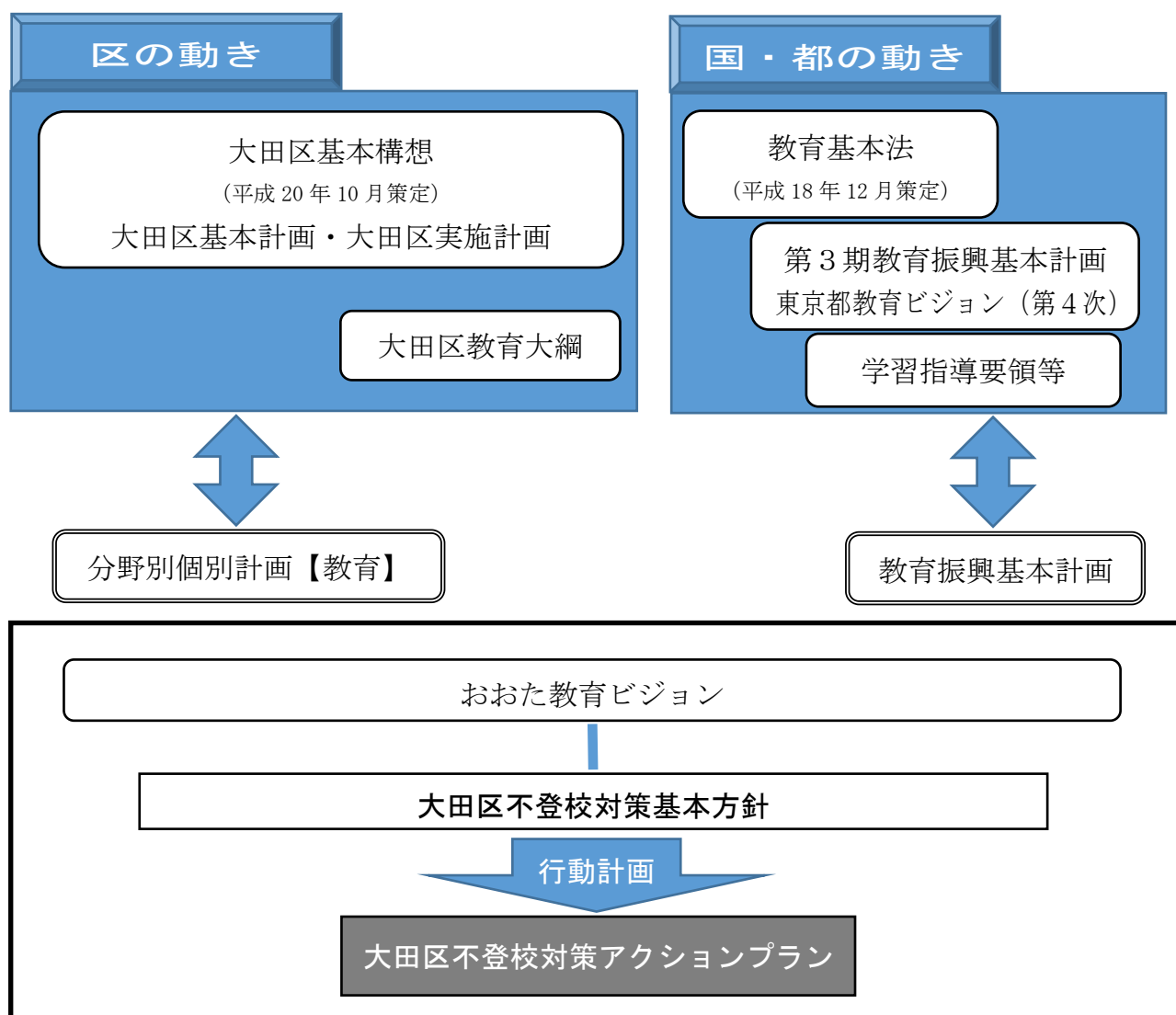
## 1 本アクションプランの位置付け

平成 17 年 4 月に策定した「大田区立学校における不登校対策要綱」の改定を行うとともに、不登校児童・生徒の増加や「教育機会確保法」の施行等、不登校を取り巻く状況の変化に対応し、不登校対策の更なる充実を図るため、具体的な行動計画を定めた。

## 2 計画期間

第 3 期大田区教育振興基本計画である「おおた教育ビジョン」との整合性を図るため、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）の 3 年間を計画期間とする。

## 3 他の計画との関係



## II 大田区不登校対策基本方針

# 大田区不登校対策基本方針

令和3年2月15日 大田区教育委員会決定

不登校とは、多様で複雑な要因・背景によって、児童・生徒が「結果として不登校状態になっている」という状態であり、学業の遅れをはじめ進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在する。不登校児童生徒への支援については児童・生徒が不登校となった要因を的確に把握するとともに、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、個々の児童・生徒に応じたきめ細やかな支援策を組織的・計画的に講じることに加え、社会的自立に向けて進路の選択肢を複数用意することが重要である。

これまで大田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年12月。以下「教育機会確保法」という。）及び国の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月 文部科学大臣決定）並びに「児童・生徒を支援するためのガイドブック」（平成30年12月東京都教育委員会発行）に基づき、不登校防止等のための対策に取り組んできた。しかし、不登校児童生徒が増加傾向にあることや、その原因の多様化・複雑化に鑑み、これまで以上に総合的かつ効果的な対策を推進することを目的として、「大田区不登校対策基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

### 1 基本方針策定の意義

不登校の問題は、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい場合もあるが、一方で、児童・生徒の成長に関わって教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者がいっそう充実した指導や家庭への働き掛け等を行うことが必要である。

基本方針は、全ての児童・生徒が安心して生活できる学校環境を構築し、豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を伸長する目的のもと、大田区（以下「区」という。）・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

### 2 教育機会確保法における不登校児童生徒の定義

不登校児童生徒とは、相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

### 3 不登校への基本的な考え方

全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、学校における環境の確保が図られるようにするとともに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるよう、不登校に対する基本的な考え方を次の4点とする。

#### (1) どの児童・生徒にも起こり得るものとしての捉え

不登校については、児童・生徒の問題行動として捉えるのではなく、様々な要因により登校に困難を生じている状態であり、どの児童・生徒にも起こり得るものとして捉えること。

#### (2) 未然防止・早期支援の重視

不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的な自立のリスクも存在するため、未然防止や早期支援が重要であること。

#### (3) 組織的・計画的な取組

児童・生徒に対して教育が果たす役割は大きく、学校や教育委員会は児童・生徒や家庭への働き掛け、関係機関との連携協力等のネットワークによる支援を図り、未然防止から長期化への対応までの組織的・計画的な取組を行うこと。

#### (4) 社会総がかりの取組

児童・生徒が不登校となる要因が複雑化・多様化することに対し、学校が関係者及び関係機関と協働し、迅速かつ的確に対応できるようにする。そのために、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりで取り組む。保護者は、その保護する児童・生徒が不登校及び不登校傾向になった際には、家庭での話し合い等や学校をはじめとする関連機関との相談・連携を通して、児童・生徒の社会的自立を促す。また、地域住民及び関係機関は、不登校の情報を得た場合には、学校や保護者の相談により協働的な取組に協力する。

### 4 学校の取組

学校は、以下の視点に基づいて手だてを講じ、不登校の未然防止、早期支援及び長期化への対応に努める。

#### 視点1 校内の組織体制の整備

##### (1) 不登校対策を推進する担当の指名

中学校においては、学校長が正規教員の中から不登校対策を推進する「登校支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）」を指名するものとする。「コーディネーター」は、「不登校対策事業実施要領」に定める業務を行い、学校において不登校対策の中心的な役割を担うものとする。

小学校においては、学校長が「不登校対策推進担当」を指名する。「不登校対策推進担当」は、「コーディネーター」に準じた業務を行う。

##### (2) 人的支援の活用等、組織的な対応

不登校児童生徒に対し、学校内の教職員が適切な役割分担の下で協働的に



対応するとともに、「不登校対策事業実施要領」に定める「登校支援員」や「養護教諭補助」等の人的支援を活用し、組織的な対応を行う。

### (3) 「不登校対策委員会」の設置

不登校児童生徒の状況について定期的に話し合う「不登校対策委員会」を実施し、それぞれの役割や関わりを確認するとともに情報交換を行う。また、「不登校対策委員会」には関係機関や専門家、地域の人材を招聘し、協働的に対応できる体制を確立する。

## 視点2 「居場所づくり」「きずなづくり」による不登校の未然防止

### (1) 不登校対策の年間計画の作成

「居場所づくり（教職員が主導して、学校や学級を全ての児童・生徒にとって落ち着ける場所にする）」と「きずなづくり（児童・生徒が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会があること）」を位置付けた不登校対策年間計画を作成し、計画に基づいた教育活動を実施する。

### (2) 各種調査の活用

児童・生徒個々への「学校生活調査」や「学級集団調査」を活用したアセスメントを行うことで、各学級の「居場所づくり」「きずなづくり」の状況を客観的に評価し、結果をもとに児童・生徒への指導や学級づくりの改善を行う。

## 視点3 個に応じた支援

### (1) 「個別適応計画書」の作成

不登校児童生徒の状況把握と今後の支援計画として「個別適応計画書」を作成し、教育センターと連携しながら不登校の解消に努める。

### (2) スクールカウンセラーや大田区子ども家庭支援センター等の関係機関との連携

児童・生徒が不登校となる要因が複雑化・多様化していることに対し、児童・生徒及びその保護者をケアし、支えるためにスクールカウンセラーや大田区子ども家庭支援センター等の関係機関と早期から連携する。また、連携が取りにくい家庭には地域とも連携する必要がある。民生委員（児童委員）と情報共有するなど、社会総がかりでの支援を行う。学校は必要に応じて「不登校対策委員会」に関係機関を招聘し、協働的に対応する。児童・生徒や保護者に関係機関の利用を積極的に促す。

### (3) 学びの保障及び集団への帰属意識の維持

不登校児童生徒に対し、ICTの活用等を行いながら通知文書や学習資料の提供を行い、学校復帰への負担を軽減するとともに社会への帰属意識を維持できるようにする。

### (4) 不登校児童生徒の登校に当たっての体制の確立

学級復帰への不安解消や、欠席期間の学習内容の補充等を考慮し、段階的な復帰等、児童・生徒の状況に応じた配慮を行う。なお、不登校の初期や、段階的な復帰時等に児童・生徒を受け入れるための場所の確保及び人員の配置に努める。また、いじめや教員による不適切な言動や指導等（以下「いじめ等」とい

う。)が原因で不登校となっている場合には、その原因に対して毅然とした対応をとり、児童・生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、学級替えの措置を柔軟に検討する。

#### (5) 不登校児童生徒の出席の取扱いに関する配慮

教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）や民間施設等に登校している不登校生徒児童の出席については、「大田区立学校における不登校児童生徒の出席の取扱いガイドライン（改訂版）」に基づき、校長が妥当だと判断した場合については出席として取扱うよう配慮する。なお、その際には、その趣旨を不登校児童生徒、保護者及び関連機関等に十分周知する。

#### (6) 校種間の連携による情報の確実な引継ぎ

不登校児童生徒に対し、発達の段階を捉えた切れ目のない支援を行うため、入学や進学、転学時の情報交換を活用し、一貫した対応を行う。

### 5 教育委員会の取組

教育委員会は、以下の視点及び手だて等により、不登校の未然防止、早期支援及び長期化への対応に努める。

#### 視点1 教員の資質・能力の向上

##### (1) 研修の実施

各種調査の分析方法の研修や実際の結果を分析する研修を実施し、校内におけるアセスメントの向上を図る。また、教育相談研修、「コーディネーター」や「不登校対策推進担当」に対する研修等において不登校対策に関する専門的な講義を行い、教員の資質・能力の向上を図る。

##### (2) 不登校に関する「連絡協議会」の実施

本区の不登校対策事業の説明や各校の不登校の現状や取組について情報交換を行う「連絡協議会」を実施し、効果的・先進的な取組の普及を図る。

##### (3) 「登校支援アドバイザー」の派遣

教育委員会及び教育センターの担当職員と連携・協力し、個々の不登校児童生徒への効果的な対応への助言を行うための職として、専門家に「登校支援アドバイザー」を委嘱し、学校の要請に応じて派遣する。

#### 視点2 居場所の確保

##### (1) 不登校児童生徒の登校に当たっての体制構築への支援

不登校の初期や段階的な復帰時等に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースの確保及び人員の配置を学校が行うに際し、必要な措置の実施に努める。また、いじめ等が原因で不登校となっている場合には、児童・生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、転校の相談に応じる。

##### (2) 教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）における支援

学校外における不登校児童生徒への支援・指導のため教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）を開室し、心因的理由等で不登校児童生徒の居場所の1つとして位置付け、段階的に学校復帰への援助を行う。教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）の担当者は、児童・生徒の在籍校と連絡を密にし、情報

共有を行うとともに、必要に応じて学校を訪問し、教職員に助言を行う。

### **(3) 不登校特例校の設置に向けた準備**

学校教育法施行規則第 56 条等に基づき、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することのできる「不登校特例校分教室」を設置し、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程に基づいた指導を行う。

「不登校特例校分教室」を開室した後、「不登校特例校」の設置に向けて準備する。

### **視点 3 不登校児童生徒の学習支援の充実**

不登校児童生徒に対し学習の機会を保障するために、各種関係機関との連携や ICT 等を活用した学習支援の整備を行う。

### **視点 4 個に応じた指導の確保と負担軽減のための事業の実施**

不登校児童生徒に対し、より個に応じた指導を行えるよう、対応に当たる教職員の負担軽減に必要な事業を行う。

### **視点 5 学校外の民間施設との関係の構築**

社会的自立に向けた支援の視点から、フリースクール等の「学校外の民間施設」との連携を図る。

### **視点 6 児童・生徒・保護者への直接的な働きかけ・支援**

#### **(1) 不登校に関する教育相談の充実**

不登校児童生徒自身や、その保護者・家庭を支援し、個々の状況に適切な対応を行うために、教育センター所属の教育相談員による教育相談の場を設ける。

#### **(2) スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問**

家庭に係る状況等で登校できない児童・生徒に対し、家庭訪問等を行い、当該児童・生徒及びその保護者の支援を行う。

#### **(3) 「メンタルフレンド」の派遣**

不登校児童生徒の心の拠り所として、話し相手や遊び相手となる大学生である「メンタルフレンド」を家庭及び教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）に派遣する。

## **6 その他**

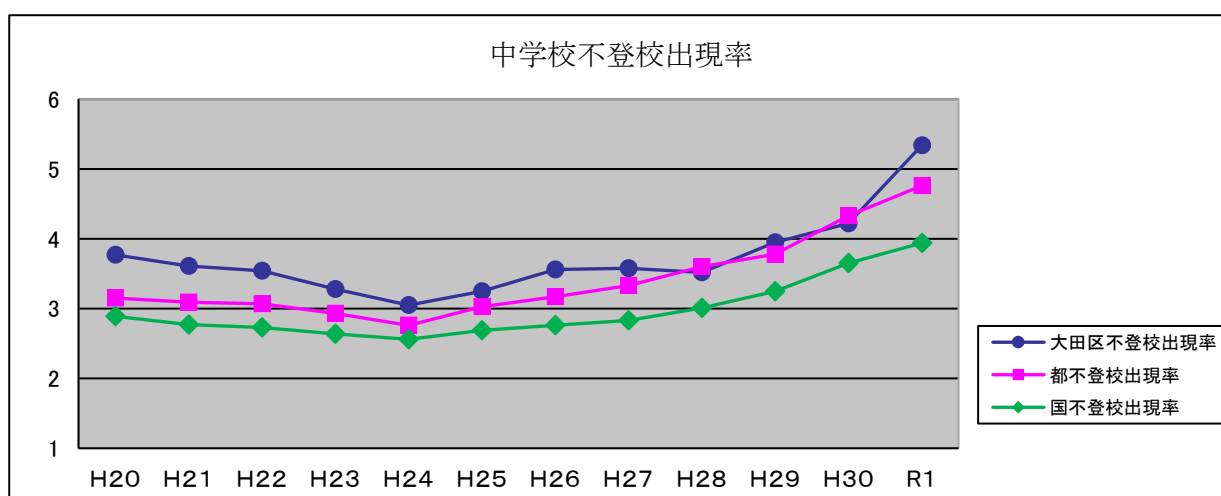
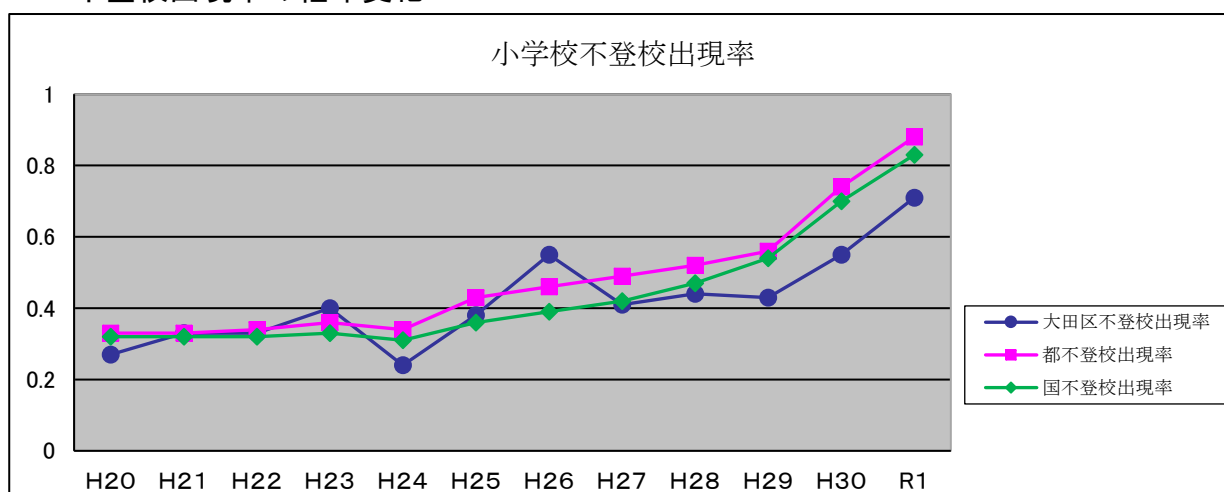
区及び教育委員会は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

### Ⅲ 大田区の不登校に関する実態と現状

#### 1 大田区の不登校児童生徒数と出現率及び復帰率

		R1 年度		R1 年度	
小学校	不登校者数(人)	209	不登校者数(人)	209	
	在籍者(人)	29339	復帰者(人)	69	
	出現率(%)	0.71	復帰率(%)	33.0	
中学校	不登校者数(人)	584	不登校者数(人)	584	
	在籍者(人)	10946	復帰者(人)	91	
	出現率(%)	5.34	復帰率(%)	15.6	

#### 2 不登校出現率の経年変化



「出現率」とは、「不登校者数」を「在籍者」で割った数で表している。小学校では、国

や東京都の出現率より下回るものの、平成 29 年度以降は国や東京都と同様、増加傾向にある。一方、中学校では、国や東京都の出現率より高い傾向にあり、平成 28 年度以降は国や東京都と同様、増加傾向にある。特に令和元年度の中学校においては、東京都よりも出現率が高い状況となった。

また、「復帰率」とは、「復帰者（指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒）」を「不登校者数」で割った数で表している。教育の機会確保法により、小学校では 33%が、中学校では 15.6%が学校復帰につながった。しかし、中学校の復帰率が 15%程度であることを考えると、一度、不登校の状態に陥ると学校復帰に結び付きにくい状況となることが見てとれる。このことから、不登校児童生徒を生み出さないようにすることの必要性が明らかであり、未然防止が重要な意味をもつと言える。

なお、平成 29 年 2 月の教育の機会確保法により、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICT を活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があると示されたことにより、不登校児童生徒の居場所が多様化し、社会的にも学校復帰だけが適切な支援ではなく、一人一人にあった様々な支援につなげていこうとする傾向が強まった。加えて、本調査による「不登校者数」は、在籍校において年間 30 日以上欠席した（病気や経済的な理由による者を除いた）者を対象としており、教育の機会確保法で示す教育支援センターやフリースクールなどの民間施設が居場所となって、社会的自立に向けた適切な支援が受けられている者であっても、「不登校者数」と計上されてしまう現状がある。本調査における「不登校者数」が平成 28 年度以降、国、東京都、本区と、いずれも増加傾向にあることは、これらの背景が深く関連していることも留意すべきである。

### 3 大田区における不登校になったきっかけと考えられる状況

区 分		小学校	中学校	計
学校に係る状況	いじめ	1	0	1
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	33	130	163
	教職員との関係をめぐる問題	7	6	13
	学業の不振	31	72	103
	進路に係る不安	2	7	9
	クラブ活動、部活動等への不適應	0	8	8
	学校のきまり等をめぐる問題	11	4	15
	入学、転編入学、進級時の不適應	11	56	67
家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	13	23	36
	親子の関わり方	76	70	146
	家庭内の不和	7	21	28
本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	38	64	102
	無気力、不安	92	247	339
不明	2	0	2	
計		324	708	1032

※複数回答可

(人)

【上記 区分について】

\* 学校に係る状況

- ① いじめ・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
- ② いじめを除く友人関係をめぐる問題・・仲違い等
- ③ 教職員との関係をめぐる問題・・・・・・・・教職員の強い叱責、注意等
- ④ 学業の不振・・・・・・・・・・成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等
- ⑤ 進路にかかる不安・・・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等

\* 家庭に係る状況・・家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和等

\* 本人に係る状況・・生活リズムの乱れ、遊び、非行、無気力、不安

不登校になったきっかけと考えられる状況は個々に異なり多種多様である。また、複数の状況がきっかけとなっているケースも多く複雑である。

「学校に係る状況」は 379 人、「家庭に係る状況」は 210 人、「本人に係る状況」は 441 人となっている。「学校に係る状況」の内訳をみると、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が 163 人と最も多く、続いて「学業の不振」が 103 人となっている。なお、「教職員との関係をめぐる問題」には、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっているケースが含まれている可能性があることに留意する必要がある。

4 相談指導を受けた学校内外の機関等

	小学校	中学校	計
教育支援センター(適応指導教室「つばさ」)	24(12)	168(164)	192(176)
教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	44(7)	33(12)	77(19)
児童相談所、福祉事務所	5(0)	15(11)	20(11)
保健所、精神保健福祉センター	0(0)	5(3)	5(3)
病院、診療所	31(1)	20(6)	51(7)
民間団体、民間施設	13(7)	38(28)	35(51)
上記以外の機関等	3(0)	0(0)	3(0)
養護教諭による専門的な相談を受けた	64	155	219
スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた	128	353	481
上記の相談指導等を受けていない	10	70	80

※( )の数字は、「指導要録上出席扱い」となった実人数 (人)

相談指導を受けた学校外の機関としては、教育支援センター(適応指導教室「つばさ」)が最も多く、教育センターの教育相談やスクールソーシャルワーカー、児童相談所や子ども家庭支援センター、フリースクールなどの民間施設等、病院などが挙げられている。

また、学校内では、身近な相談相手となる養護教諭やスクールカウンセラーにつながっているケ

ースが多い。多くの場合、学校外の機関や校内の教職員とつながり、相談指導を受けているが、その一方で、学校外の機関や校内の教職員のいずれともつながっておらず、相談指導等を受けていないケースが小学校では10人、中学校では70人存在する。今後は、相談指導等を全く受けていない不登校児童生徒をなくしていく必要がある。

## IV 大田区不登校対策基本方針に基づく具体的な取組

### 1 学校の取組

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）			
校内の組織体制の整備	不登校対策を推進する担当の指名	<p>中学校においては、学校長が正規教員の中から不登校対策を推進する「登校支援コーディネーター」を指名する。「登校支援コーディネーター」は、「不登校対策事業実施要領」に定める業務を行い、学校において不登校対策の中心的な役割を担う。</p> <p>小学校においては、学校長が「不登校対策推進担当」を指名する。「不登校対策推進担当」は、「登校支援コーディネーター」に準じた業務を行う。</p>			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施 ●	→		継続
	「登校支援員」の活用	<p>学級担任や「登校支援コーディネーター」「不登校対策推進担当」と連携し、不登校児童生徒の家庭から学校への登校の支援を行う。必要な場合は、登校後の別室対応（話し相手、自主学習の見守り等）及び家庭への送りをを行う。</p>			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	拡充 ●	→	継続
	「養護教諭補助」の活用	<p>学級担任や「登校支援コーディネーター」「不登校対策推進担当」と連携し、不登校児童生徒が頼る傾向のある養護教諭の業務を補助する。養護教諭が成長期の児童・生徒と向き合う時間を確保するため、主に、保健室に来訪する他の児童・生徒の対応、簡易な作業、整理、その他、養護教諭から依頼のあった業務を行う。併せて、必要に応じ保健室登校の児童・生徒の相談相手となり、養護教諭の支援を行う。</p>			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	拡充 ●	→	継続
	「不登校対策委員会」の実施	<p>不登校児童生徒の状況について定期的に話し合う「不登校対策委員会」を実施し、それぞれの役割や関わりを確認するとともに情報交換を行う。また、関係機関や専門家、地域の人材を招聘し、協働的に対応できる体制を確立する。</p>			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施 ●	→		継続



事業名		事業内容及びスケジュール（年度）			
不登校の未然防止	不登校対策に関する年間計画の作成	「居場所づくり（教職員が主導して、学校や学級を全ての児童・生徒にとって落ち着ける場所にする）」と「きづなづくり（児童・生徒が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会があること）」を位置付けた「不登校対策年間計画」を作成し、計画に基づいた教育活動を実施する。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施 ●	→		継続
	「学校生活調査」の活用	学校生活及び家庭生活に対するストレス状況について把握し、個別面談や生活指導に生かす。不登校傾向をいち早く把握し、未然防止に活用する。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施 ●	→		継続
	「学級集団調査」の活用	児童・生徒の学級内における満足度を把握し、安心して楽しく学校に通うことができるようにするための指導に生かす。結果の分析結果をもとに、学級に対する指導や児童・生徒への個別の指導を行い、不登校の未然防止に活用する。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	拡充 ●	→	継続

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）			
個に応じた支援	「個別適応計画書」の作成	不登校児童生徒の状況把握と今後の支援計画として「個別適応計画書」を作成し、教育センターと連携しながら不登校の解消に努める。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施 ●	→		継続
	関係機関との連携	不登校児童生徒及びその保護者をケアし、支えるためにスクールカウンセラーや子ども家庭支援センター等の関係機関と早期から連携する。また、連携が取りにくい家庭には地域とも連携する必要がある。民生委員（児童委員）と情報共有するなど、社会総がかりでの支援を行う。学校は必要に応じて「不登校対策委員会」に関係機関を招聘し、協働的に対応する。児童・生徒や保護者に関係機関の利用を積極的に促す。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～

		実施 ●————→	継続
個に応じた支援	日常的な居場所から教室復帰へ	不登校の初期や、段階的な復帰時に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースの確保及び人員の配置に努める。また、いじめや教員による不適切な言動や指導等が原因で不登校となっている場合には、その原因に対して毅然とした対応をとり、児童・生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、学級替えを柔軟に検討する。	
		令和3年度	4年度
		5年度	6年度～
		実施 ●————→	継続
	不登校児童生徒の出席の取扱いに関する判断	不登校児童生徒の出席については、「大田区立学校における不登校児童生徒の出席の取扱いガイドライン（改訂版）」に基づき、校長が妥当だと判断した場合については出席として取扱う。	
		令和3年度	4年度
		5年度	6年度～
		実施 ●————→	継続
	校種間の連携による情報の確実な引継ぎ	不登校児童生徒に対し、発達の段階を捉えた切れ目のない支援を行うため、入学や進学、転学時の情報交換を活用し、連携した対応を行う。	
	令和3年度	4年度	
	5年度	6年度～	
	実施 ●————→	継続	

## 2 教育委員会の取組

事業名	事業内容及びスケジュール（年度）	
教員の資質・能力の向上	研修の実施	各種調査の分析方法の研修や実際の結果を分析する研修を実施し、校内におけるアセスメントの向上を図る。また、教育相談研修、「登校支援コーディネーター」や「不登校対策推進担当」に対する研修等において不登校対策に関する専門的な講義を行い、教員の資質・能力の向上を図る。
		令和3年度
		4年度
		5年度
	6年度～	
	実施 ●————→	見直し
不登校に関する「連絡協議会」の実施	本区の不登校対策事業の説明や各校の不登校の現状や取組について情報交換を行う「連絡協議会」を実施し、効果的・先進的な取組の普及を図る。	
	令和3年度	4年度
	5年度	6年度～
	実施 ●————→	継続

教員の資質・能力の向上	「登校支援アドバイザー」の派遣	教育委員会及び教育センターの担当職員と連携・協力し、個々の不登校児童生徒への効果的な対応への助言を行うための職として、専門家に「登校支援アドバイザー」を委嘱し、学校の要請に応じて派遣する。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	●—————▶		継続

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）			
居場所の確保	日常的な居場所から教室復帰へ	不登校の初期や、段階的な復帰時等に児童・生徒が選択的に居場所とできるスペースの確保及び人員の配置を学校が行うに際し、必要な措置の実施に努める。また、いじめや教員による不適切な言動や指導等が原因で不登校となっている場合には、その原因に対して毅然とした対応をとり、児童・生徒又はその保護者の希望により、十分な教育的配慮のうえ、転校の相談に応じる。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	●—————▶		継続
	教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）における支援	学校外における適応支援・指導のため教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）を開室し、心因的理由等で不登校児童生徒の居場所の1つとして位置付け、段階的に学校復帰への援助を行う。教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）の担当者は、児童・生徒の在籍校と連絡を密にし、情報共有を行うとともに、必要に応じて学校を訪問し、教職員に助言を行う。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	●—————▶		継続
	「不登校特例校」の設置に向けた準備	学校教育法施行規則第56条に基づき、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することのできる「不登校特例校分教室」を設置し、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程に基づいた指導を行う。 「不登校特例校分教室」開室した後、「不登校特例校」の設置に向けて準備を行う。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		分教室開室	本校設置に向けた準備	●—————▶	

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）			
学習支援	学習支援の充実	不登校児童生徒に対し学習の機会を保障するために、各種関係機関との連携やICT等を活用した学習支援の整備を行う。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	●—————▶		継続

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）			
人的支援の充実	「登校支援コーディネーター軽減講師」の配置	不登校児童生徒に対し、学校が個に応じた指導を行えるよう、各校の人的支援を充実させる。「登校支援コーディネーター」の負担軽減を目的に、軽減講師を配置する。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	●—————▶		継続

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）			
民間施設との連携	「学校外の民間施設」との連絡会の実施	社会的自立に向けた支援の視点から、フリースクール等の「学校外の民間施設」との連携を図るため、定期的に連絡会を開催する。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	●—————▶		継続

事業名		事業内容及びスケジュール（年度）			
直接的な働きかけ	教育相談の充実	不登校児童生徒自身や、その保護者・家庭を支援し、個々の状況に適切な対応を行うために、教育センター所属の教育相談員による教育相談の場を設ける。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	●—————▶		継続
	スクールソーシャルワーカーの活用	家庭に係る状況等で登校できない児童・生徒に対し、家庭訪問等を行い、当該児童・生徒及び保護者の支援を行う。			
		令和3年度	4年度	5年度	6年度～
		実施	●—————▶		継続

「メンタルフレンド」の派遣	不登校児童生徒の心の拠り所として、在籍校や家庭と連携し、「メンタルフレンド」を家庭及び教育支援センター（適応指導教室「つばさ」）に派遣する。			
	令和3年度	4年度	5年度	6年度～
	実施	●—————▶		継続

事業名	事業内容及びスケジュール（年度）			
今後の不登校対策施策について検討する会議体の設置	令和6年度より、新しい「おおた教育ビジョン」が示されることを受け、「新おおた教育ビジョン（仮称）」との整合性を図りながら、令和6年度以降の不登校対策の方向性を検討する会議体を設置する。令和6年度を目途に、「新大田区不登校対策アクションプラン（仮称）」を策定する。			
	令和3年度	4年度	5年度	6年度～
	設置・検討	●—————▶		新アクションプラン実施

# 資料編

## 資-I 国の不登校施策の動向

### 1 国の不登校施策の動向

#### (1) 法の整備

国は、平成 28 年 12 月 14 日に、不登校児童・生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することを目的として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる「教育の機会確保法」を公布した。

また、平成 29 年 3 月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定した。

「教育の機会確保法」における不登校児童生徒の定義は、

#### 第二条第三号

相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

と示された。

#### (2) 「不登校児童生徒への支援の在り方について（平成 28 年 9 月 14 日通知）」

文部科学省では、平成 27 年 1 月に「不登校に関する調査協力者会議」を発足させ、「不登校児童生徒の実情の把握・分析」「学校における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策」「学校外における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策」「その他不登校に関連する施策の現状と課題」について、総合的・専門的な観点から検討を行い、平成 28 年 7 月に「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」を取りまとめた。その中で、

- 不登校については、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。
- 不登校についてはその要因や背景が多様・複雑であることから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働きかけ等を行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力者等のネットワークによる支援等を図ることが必要である。
- 不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。

という観点が示された。

また、取組の充実に向けて

- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援
- 不登校が生じないような学校づくり
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実
- 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

等が掲げられ、特に「不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保」では、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること、また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上で受入れも可能であることが示された。

さらに、別記において、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、『「保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれている」等一定の要件を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に、指導要録上出席扱いとすることができる。』と記載された。

### （３）「不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日通知）」

平成30年12月から、「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」を行い、教育の機会確保法の執行状況等の検討を行った。その議論の取りまとめの過程の中で、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本方針の趣旨との関係性について、誤解の生じるおそれがあるとの指摘があったことから、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、新たに「不登校児童生徒への支援の在り方について」と通知された。

また、「＜別記1＞義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」及び「＜別記2＞不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」の通知により、不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合及び、自宅においてICT（通知以前はIT）等を活用した学習活動を行った場合の出席の取扱いについて、「**学校への復帰（に向けての取組であること）を前提として**」という文言がなくなり、「当該施設における相談・指導が**社会的な自立を目指すもの**（別記1）」「その学習活動が**児童生徒の自立を助ける上で有効・適切である**（別記2）」と示された。

しかし、学校への復帰について求めないということではなく、本通知の「1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方（3）不登校の理由に応じた働きかけや関わりの重要性」では、「不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や**学校復帰に向かうよう**、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働きかけを行う必要があること。」とある。

また、別記1及び別記2では、出席扱いの要件の中で、「不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施している（学習活動）」と評



働ける場合」と記載されている。

なお、以下の通知については、本通知をもって廃止となった。

- 「登校拒否問題への対応について」（平成 4 年 9 月 24 日付け文部省初等中等教育局長通知）
- 「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成 17 年 7 月 6 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成 28 年 9 月 14 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

## 2 国における不登校児童・生徒の状況

### (1) 10 年間における国の不登校児童・生徒数の割合

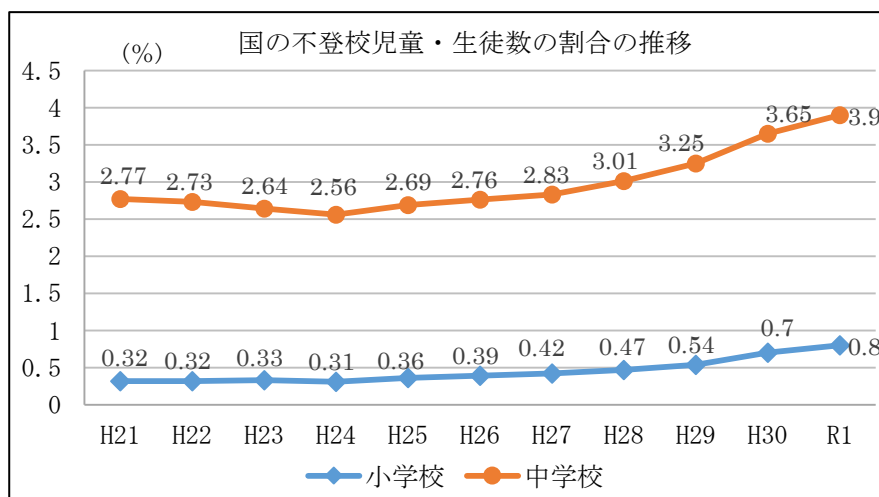
文部科学省は、児童・生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導（東京都では生活指導）上の取組のより一層の充実に資するとともに、実態把握を行うことで児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的として、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を毎年度実施している。

本調査における「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」を対象としている。

#### 不登校としての具体例

- ・ 友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・ 遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・ 無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・ 登校の意志はあるが、身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）。

平成 21 年度から令和元年度までの 10 年間における国の不登校児童・生徒数の割合は、小学校、中学校ともに、平成 25 年度から 6 年間、増加傾向となっている。



## (2) 令和元年度における国の不登校の状況

### 【理由別長期欠席者数（不登校等）】

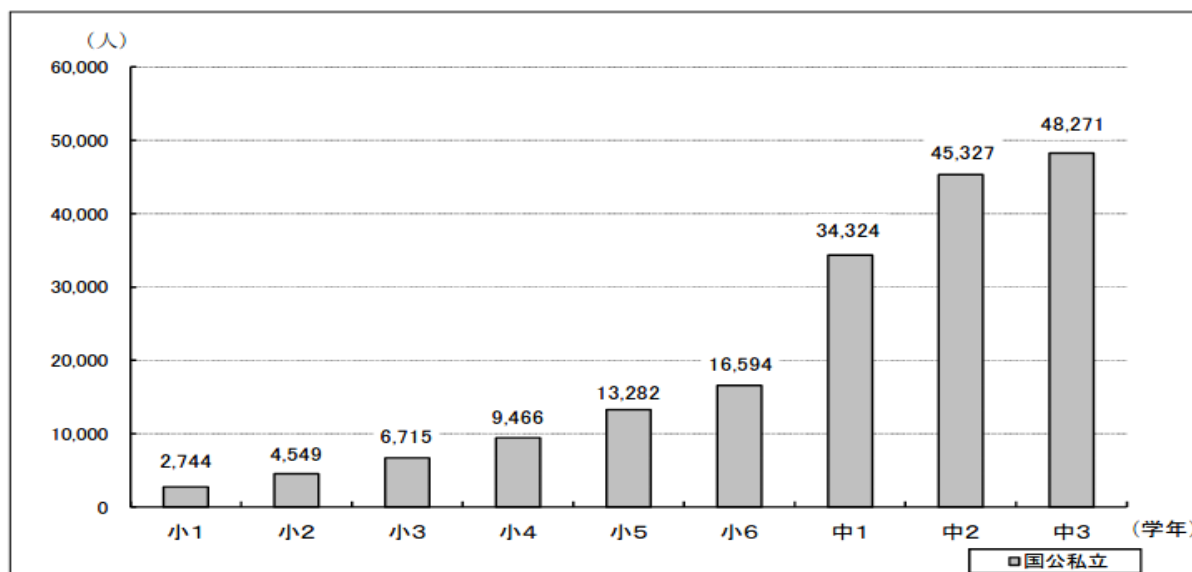
区分	在校児童数	理由別長期欠席者数						その他	計
		病気	経済的理由	不登校	不登校				
					うち90日以上欠席している者	うち出席日数が10日以下の者	うち出席日数が0日の者		
小学校	6,395,842	23,198	11	53,350	22,632	4,249	1,601	16,499	93,058
		24.9%	0%	57.3%	24.3%	4.6%	1.7%	17.7%	100%
		0.36%	0%	0.83%	0.35%	0.07%	0.03%	0.26%	1.45%
中学校	3,248,093	25,779	19	127,922	78,225	18,037	5,757	9,016	162,736
		15.8%	0%	78.6%	48.1%	11.1%	3.5%	5.5%	100%
		0.79%	0%	3.94%	2.41%	0.56%	0.18%	0.28%	5.01%

※ 小・中学校ともに、中段は長期欠席者数における割合 下段は在籍児童・生徒数における割合

平成元年度の長期欠席者のうち不登校の割合は、小学校で57.3%、中学校で78.6%となっており、小学校で2人に1人、中学校で4人のうち3人が不登校となっている。また、中学校では、不登校生徒のうち、90日以上欠席している生徒の割合が61.2%と、不登校者数の6割以上を占めていることから、不登校の長期化もみて取れる。

不登校出現率(在籍児童・生徒数に対する不登校児童・生徒数の割合)は、小学校で0.83%、中学校で3.94%であった。平成30年度と比較して、小学校で0.13ポイント増(前年度0.70%)、中学校で0.29ポイント増(前年度3.65%)であり、不登校出現率が大きく増加していることが分かる。

### 【学年別の不登校の状況】



【小学校】

区分		長期欠席児童数(A)	不登校(B)			
			うち、90日以上欠席している者(B)			
			うち、出席日数が10日以下の者(B)			うち、出席日数が0日の者(B)
小1	人数	6,983	2,744	754	70	15
	(B)/(A)	—	39.3%	10.8%	1.0%	0.2%
	学年別人数/(C)	7.8%	5.1%	3.3%	1.6%	0.9%
小2	人数	9,386	4,549	1,507	237	89
	(B)/(A)	—	48.5%	16.1%	2.5%	0.9%
	学年別人数/(C)	10.4%	8.5%	6.7%	5.6%	5.6%
小3	人数	12,054	6,715	2,487	440	163
	(B)/(A)	—	55.7%	20.6%	3.7%	1.4%
	学年別人数/(C)	13.4%	12.6%	11.0%	10.4%	10.2%
小4	人数	15,556	9,466	3,785	693	267
	(B)/(A)	—	60.9%	24.3%	4.5%	1.7%
	学年別人数/(C)	17.3%	17.7%	16.7%	16.3%	16.7%
小5	人数	20,589	13,282	5,884	1,115	447
	(B)/(A)	—	64.5%	28.6%	5.4%	2.2%
	学年別人数/(C)	22.9%	24.9%	26.0%	26.2%	27.9%
小6	人数	25,521	16,594	8,215	1,694	620
	(B)/(A)	—	65.0%	32.2%	6.6%	2.4%
	学年別人数/(C)	28.3%	31.1%	36.3%	39.9%	38.7%
計(C)	人数	90,089	53,350	22,632	4,249	1,601
	(B)/(A)	—	59.2%	25.1%	4.7%	1.8%

【中学校】

区分		長期欠席生徒数(A)	不登校(B)			
			うち、90日以上欠席している者(B)			
			うち、出席日数が10日以下の者(B)			うち、出席日数が0日の者(B)
中1	人数	44,225	34,324	17,780	2,732	752
	(B)/(A)	—	77.6%	40.2%	6.2%	1.7%
	学年別人数/(C)	27.2%	26.8%	22.7%	15.1%	13.1%
中2	人数	57,655	45,327	28,056	7,099	2,637
	(B)/(A)	—	78.6%	48.7%	12.3%	4.6%
	学年別人数/(C)	35.4%	35.4%	35.9%	39.4%	45.8%
中3	人数	60,856	48,271	32,389	8,206	2,368
	(B)/(A)	—	79.3%	53.2%	13.5%	3.9%
	学年別人数/(C)	37.4%	37.7%	41.4%	45.5%	41.1%
計(C)	人数	162,736	127,922	78,225	18,037	5,757
	(B)/(A)	—	78.6%	48.1%	11.1%	3.5%

※ 中段は長期欠席児童・生徒数(A)に対する割合 下段は計(C)に対する割合

不登校児童・生徒数を学年別で見ると、小学校第3学年で6,000人以上となり、第5学年で1万人を超えている。中学校になると3万人を超え、小学校第6学年の2倍以上となっている。

長期欠席者数における不登校の割合を見ると、小学校第3・11学年で50%を上回り、中学校の全学年で75%を超えている。

### (3) 令和元年度における国の不登校の要因

#### ①【国公立】小学校

区分	不登校児童数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐめる問題	教職員との関係をめぐめる問題	学業の不振	道路に係る不安	クラブ活動・部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐめる問題	進級時の不適応	急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行の乱れ	無気力・不安	
主たるもの	53,350	233	5,430	1,297	2,301	175	32	596	1,139	1,939	8,898	921	5,488	21,927	2,974
		0.4%	10.2%	2.4%	4.3%	0.3%	0.1%	1.1%	2.1%	3.6%	16.7%	1.7%	10.3%	41.1%	5.6%
主たるもの以外にも当てはまるもの		140	2,954	1,100	4,739	289	51	683	813	1,305	8,117	1,121	5,221	6,819	
		0.3%	5.5%	2.1%	8.9%	0.5%	0.1%	1.3%	1.5%	2.4%	15.2%	2.1%	9.8%	12.8%	

#### ①【国公立】中学校

区分	不登校生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐめる問題	教職員との関係をめぐめる問題	学業の不振	道路に係る不安	クラブ活動・部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐめる問題	進級時の不適応	急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行の乱れ	無気力・不安	
主たるもの	127,922	330	21,975	1,555	10,830	1,606	1,183	1,462	4,988	3,696	9,555	2,424	10,953	50,471	6,894
		0.3%	17.2%	1.2%	8.5%	1.3%	0.9%	1.1%	3.9%	2.9%	7.5%	1.9%	8.6%	39.5%	5.4%
主たるもの以外にも当てはまるもの		255	7,511	1,406	12,270	2,777	1,557	1,691	2,605	2,164	10,031	2,259	6,793	12,857	
		0.2%	5.9%	1.1%	9.6%	2.2%	1.2%	1.3%	2.0%	1.7%	7.8%	1.8%	5.3%	10.1%	

※ 「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択

※ 「主たるもの以外にも当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択可

※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合

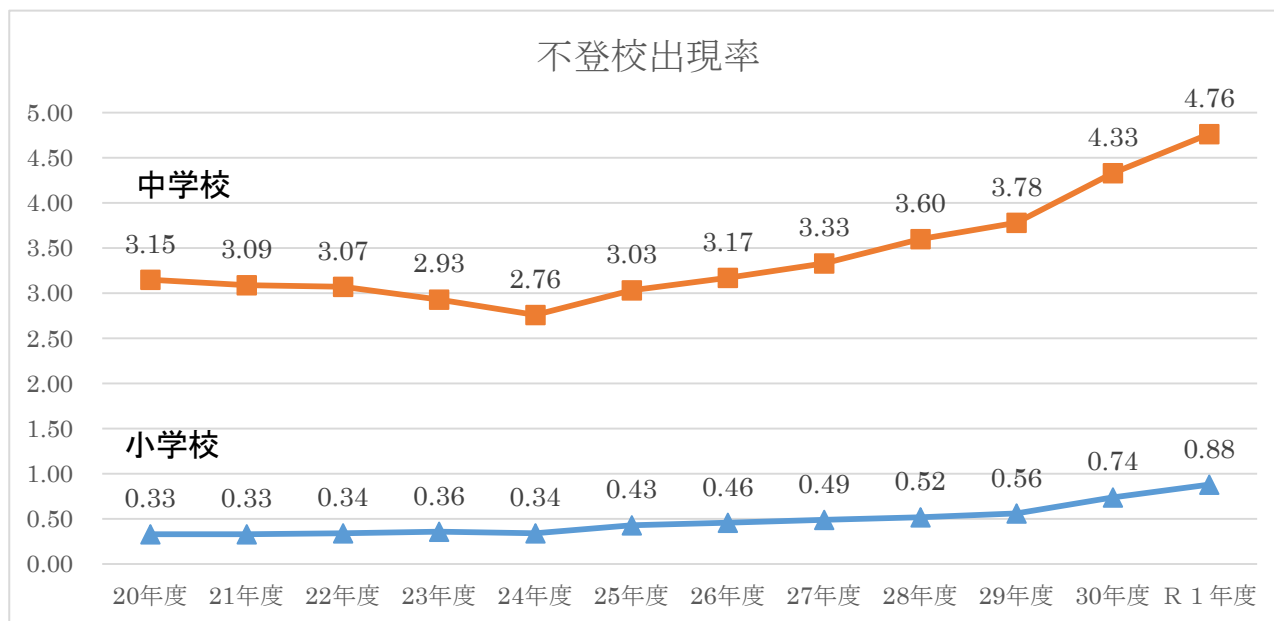
## 資-Ⅱ 東京都の不登校施策の動向

### 1 令和元年度における東京都の不登校児童・生徒の状況

長期欠席者数の状況 [表中の( )は、平成30年度の数値である。]

項目	病気	経済的 理由	不登校		その他	計
				出現率(%)		
小学校	1,939 (2,072)	0 (0)	5,217 (4,318)	0.88 (0.74)	1,819 (1,475)	8,975 (7,865)
中学校	1,718 (1,664)	0 (0)	10,851 (9,870)	4.76 (4.33)	874 (804)	13,443 (12,338)
計	3,657 (3,736)	0 (0)	16,068 (14,188)	1.96 (1.75)	2,783 (2,279)	22,418 (20,203)

#### 【不登校出現率】



東京都では、平成24年度を境に、不登校の出現率は増加傾向にある。平成30年度から令和元年度においては、小学校で0.31ポイント減少し、中学校では0.12ポイント増加している。全国では増加している中学校の出現率が、東京都では今回、減少に転じている。

### 2 東京都の不登校施策

都では、不登校の増加を喫緊の課題として捉え、次のような取組を行ってきた。

#### 【東京都の不登校対策の取組】

- 不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校加配教員を配置
- 児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全校に配置

- 社会福祉等の専門性や関係機関とのネットワーク等を活用するため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援
- 不登校児童・生徒の家庭を訪問し支援を行う「家庭と子供の支援員」を配置する区市町村を支援
- 教育支援センターの充実を図るため、都が提示する複数のメニューの中から、区市町村が選択する方式により、重点的な取組を支援するモデル事業を実施
- 不登校等の児童・生徒を学校復帰、就学、就労に導く支援の推進に向け、不登校・若者自立支援フォーラムを開催
- フリースクール等民間施設・団体等との意見交換会を実施
- 学校における不登校への支援を「未然防止」「早期支援」「長期化への対応」の三つの段階で示し、それぞれの段階に応じた支援の在り方と、具体的な支援例を示した「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成し、都内全公立小・中学校に配布

本区でも、都の不登校対策を活用している。

- ・ 不登校加配教員は、令和元年度は大森第三中学校をはじめ中学校4校に配置している。令和2年度は、中学校6校に拡充して配置される。

不登校加配教員

令和元年度 大森第三中学校、大森第十中学校、石川台中学校、蒲田中学校

令和2年度 大森第三中学校 大森第十中学校、石川台中学校、羽田中学校、  
糀谷中学校、蒲田中学校

- ・ 「学校と家庭の連携推進事業」を、令和元年度は仲六郷小学校（平成30年度から継続）、石川台中学校（令和元年度新規）の2校が実施し、家庭訪問等を通して不登校傾向の児童・生徒やその保護者と関わり支援する「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、退職教員等）の配置や、効果的に児童・生徒やその保護者に支援ができるよう、教職員や支援員に助言する「スーパーバイザー」（臨床心理士等の専門家）を配置し、不登校対策を実施している。

## 資-Ⅲ 大田区の不登校施策の動向

### 1 不登校対策事業

平成 28・29 年度に実施した東京都の「関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業」(中学校 7 校、小学校 6 校)の成果を受けて、モデル事業実施校の中学校 7 校、小学校 6 校に、新たに中学校 7 校を加えた中学校 14 校、小学校 6 校を「不登校対策事業実施校」として指定した。この不登校対策事業実施校は、教育委員会及び関係機関や専門家と連携して、不登校児童・生徒やその保護者を支援するとともに、個々の状態を把握し計画的に支援していく体制づくりを推進し不登校を改善することを目的としている。

令和元年度は、新規校として中学校 7 校を加えた、中学校 21 校、小学校 6 校を指定した。令和 2 年度は、小学校での活用が特に効果的であった取組を、全区立小中学校に対象を拡充し、希望する学校が活用できる制度に変更のうえ、実施校は全区立中学校 28 校とした。

#### 【不登校対策事業実施校】

※ 平成 28・29 年度は、都の「関係機関と連携した総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業」として実施

#### 平成 28 年度 (中学校 7 校)

大森第二中学校、大森第三中学校、羽田中学校、糀谷中学校、出雲中学校、御園中学校、蓮沼中学校

#### 平成 29 年度 (中学校 7 校、小学校 6 校)

入新井第五小学校、入新井第一小学校、入新井第二小学校、糀谷小学校、北糀谷小学校、都南小学校 6 校が、新たに実施

#### 平成 30 年度 (中学校 14 校、小学校 6 校)

大森東中学校、東調布中学校、大森第七中学校、南六郷中学校、矢口中学校、東蒲中学校、蒲田中学校 7 校を、新たに指定

#### 令和元年度 (中学校 21 校、小学校 6 校)

大森第八中学校、貝塚中学校、雪谷中学校、大森第十中学校、石川台中学校、六郷中学校、安方中学校 7 校を、新たに指定

#### 令和 2 年度 全区立中学校 28 校を指定。

#### <不登校対策事業の取組>

#### ① 不登校対策事業実施校における登校支援コーディネーターの活用

- ・ 正規教員から 1 名、校長が指名する(複数でも可だが、主たる責任者を決める)。
- ・ 登校支援コーディネーターは、校内の不登校対策の中心的役割を担い、不登校児童・生徒の把握と支援、不登校対策委員会(ケース会議)の設定・運営、関係機関との連絡・調整、校内研修会の開催等を行う。
- ・ 負担軽減のため、登校支援コーディネーターの代わりに学習指導の実施する「登校支援コーディネーター負担軽減講師」を週 10 時間配置する。

#### ② 養護教諭補助(週 10 時間)

- ・ 学級担任や登校支援コーディネーター等と連携し、不登校児童・生徒が頼る傾向

のある養護教諭の業務を補助する。養護教諭が予兆期の児童・生徒と向き合う時間を確保するため、主に保健室に来訪する他の児童・生徒の対応、簡易な作業、整理、その他、養護教諭から依頼のあった業務を行う。また、必要に応じて保健室登校の児童・生徒の相談相手となるなどの支援を行う。

- ・ 令和元年度までは、実施校のみに配置していた。令和2年度からは、全小中学校を対象とし、希望する学校に配置する。

### ③ 登校支援員（週 10 時間）

- ・ 学級担任や登校支援コーディネーター等と連携し、不登校児童・生徒の家庭への送迎や登校後の別室対応（話し相手、自主学習の見守り等）、家庭への連絡等を行い、学校に居心地のよい場所と時間をつくる。
- ・ 全小中学校対象で、希望する学校に、最大で週 10 時間配置する。

### ④ 登校支援アドバイザー

- ・ 専門家の立場で指導課及び教育センターの担当職員と連携・協力して本区の不登校児童・生徒への効果的な対応を協議する。
- ・ 個別適応計画書を活用し、個別のケースについて学校に具体的な助言を行う。
- ・ 大田区教育委員会の要請により教員及び相談員研修等において指導にあたる。

### ⑤ スクールカウンセラーの活用

- ・ 中学校 28 校に、都費 1 日、区費 2 日のスクールカウンセラーを配置することで、生徒のきめ細かな観察や生徒及び保護者の相談を受け、不登校等を未然に防止したり、より生徒の状況にあった支援ができるようにしたりする。

### ⑥ スクールソーシャルワーカーの活用

- ・ 家庭に係る状況等で登校できない児童・生徒に対し、家庭訪問等を行い、当該児童・生徒及びその保護者の支援を行う。
- ・ 令和2年度より、スクールソーシャルワーカーが8名体制とした。

## 2 学級集団調査（hyper-QU）

児童・生徒の学校生活における悩みや学級満足度等を学年で早期に発見するための一助とし、必要に応じて面談を実施したり、スクールカウンセラーに相談したりするなど、組織的に対応することを目的としている。

- ・ 平成30年から、全中学校全学年に実施。令和2年度からは、全小学校第3・4学年も実施対象とした。
- ・ 年2回（6月、11月）に実施し、長期休業前に結果が返却される。
- ・ 外部講師を招聘して、夏季休業中に分析研修会を、2月には生活指導主任会にて結果分析を中心とした講演を行っている。

## 3 個別適応計画書の作成

学校不適応（不登校・長期欠席等）児童・生徒の状況把握と今後の支援計画を作成し、学校と教育センターとが連携しながら不登校の解消に当たることを目的とする。

- ・ 児童・生徒の不登校による欠席が3日に達した場合、学級担任は、その復帰を図るため、不登校児童・生徒の個別適応計画書を作成する。



- ・ 校長は、不登校問題の責任者として個別適応計画書に基づいて、当該児童・生徒の学校復帰への取組が図れるよう指導、監督する。
- ・ 校長は、個別適応計画書に従った対応の成果を検証するため、月に1回以上ケース会議を開催する。
- ・ 個別適応計画書は、学校不適応（不登校・長期欠席等）児童・生徒に関するケース会議、面談等で検討された今後の支援計画及び児童・生徒の状況について記載し、学校と教育センターとの連携を図るために、学期ごとに教育センターの教育相談担当者に提出する。
- ・ 学級担任は、ケース会議において1ヶ月間の計画を実行してもなお解決が見込めない場合は、同会議の検討結果に応じて、翌月の計画を見直し、校長の承認を得る。
- ・ 校長は、不登校による欠席が生じてから2カ月以上を経過しても解決が見込めない児童・生徒については、教育センターに個別適応計画書に基づく取組状況を報告し、ケース会議に教育相談員の参加を要請する。また、該当児童・生徒が適応指導教室に通室している場合は、適応指導教室教育指導員の参加を要請する。

#### 4 「大田区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン」の通知

- ・ 不登校児童・生徒が、適応指導教室「つばさ」への通室や、学校外の民間施設で相談・指導を受けている場合や、自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている場合の出席の取扱いについて、令和元年9月24日付けで本ガイドラインを各学校に通知した。
- ・ 令和元年10月25日付け「不登校児童生徒への支援の在り方について」が文部科学省から通知された後、区のガイドラインを見直し、令和元年12月20日付けで本ガイドラインの改訂版を通知した。

<大田区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン（改訂版）の概要>

① 適応指導教室「つばさ」に登校している児童・生徒

- 出席扱いとする。

② 「学校外の民間施設」に登校している児童・生徒

- 以下の3点を全て満たした場合、出席扱いとする。
  - ・ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けている。
  - ・ 学習活動を校長が確認し、その計画や内容が、学習指導要領（下学年対応含む）に準じており自校の教育課程に照らし適切と認められる。
  - ・ 当該児童・生徒が、現在登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる。

③ 自宅においてICT等を活用した学習活動を行っている児童・生徒

- 以下の4点を全て満たした場合、出席扱いとする。
  - ・ 適応指導教室「つばさ」及び「学校外の民間施設」において、相談・指導を受けることが困難である。
  - ・ 在籍校の教員等の訪問による対面指導を定期的に受けている。

- ・ 学校や学校外の民間事業者から提供される「学習のねらいや内容が明確になっており、かつ、学校が作成したプリントやドリル又はそれに準ずる資料やICT教材を活用した学習活動」を行っている。
- ・ 自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童・生徒の自立を助ける上で有効・適切である。

## 5 不登校特例校

- ・ 不登校児童・生徒の実態に配慮し、学校教育法施行規則第56条等に基づき、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる制度である。
- ・ 正規の教職員が配置され、在籍校への復帰が困難である不登校児童・生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程に基づき指導が行われる。(令和3年度に旧池上図書館に、御園中学校を本校とする不登校特例校分教室「みらい教室」を設置する。将来的に、現在の「ふれあいはずぬま」の場所に不登校特例校を開設する予定。)

<参考資料1 不登校対策の年間計画フォーマット例（小学校）>

学期	月	未然防止	早期支援・長期化への対応	校内体制
1 学期	4	<b>「3日・7日・30日」の取組の実施 学級づくりは4月で決まる。</b> ○担任と児童との信頼関係づくり ・学級の児童に一日一回話し掛ける。 ・からかい等がないか、学級の児童の様子を見る。 ・学習や生活の決まりを共通理解する。 ・「いじめなどに対しては毅然とした態度で対応する」ことを伝える。 ・学校生活スタンダードの確認 ○安心・安全な居場所づくり ・自己紹介 ・連絡帳でのやり取り ・レクリエーション ○学習の基盤づくり ・学習スタンダードの確認 ・学習の取り組み方の確認	○前年度の引継ぎ・情報交換 ・前年度担任からの引継ぎ ・個別適応計画書の作成 ・今年度の支援の方針の検討 ○家庭訪問（顔合わせ） ○電話連絡（週1回） ・児童の様子の確認 ・保護者の要望を聞く ・学習者用タブレットを用いた関わり方の確認 ○別室指導の準備	○不登校対策推進担当の指名 ○登校支援員・養護教諭補助の申請 ○地域との連携方法の確認 ○校内研修 ・いじめ防止基本方針の確認 ・校内の不登校対策の確認 ○いじめ防止対策委員会 ○不登校対策委員会 ○保護者会 ・いじめ防止基本方針の説明
		○安心・安全な居場所づくり ・自己紹介 ・連絡帳でのやり取り ・レクリエーション ○学習の基盤づくり ・学習スタンダードの確認 ・学習の取り組み方の確認	○電話連絡（週1回） ・別室指導の紹介 ・適応指導教室「つばさ」の紹介 ・不登校特例校分教室の紹介 ○適応指導教室「つばさ」との情報交換	○スクールカウンセラーによる全員面接：5年生 ○学校地域連絡協議会 ○いじめ防止対策委員会 ○不登校対策委員会
	6	<子どもの心サポート月間> ○学校生活調査・学級集団調査の実施 ・6月までで気になる児童を把握し、学年で情報共有 ○いじめに関するアンケートの実施 ・ささいな事も管理職に報告	○家庭訪問 ・必要に応じてSSWや民生委員も同行 ○関係機関との連携 ・教育センターや適応指導教室「つばさ」との情報交換 ・学校外の民間施設等との情報交換	○不登校対策委員会
	7	○気になる児童への対応 ・児童との個別面談の実施 ○夏季休業前の指導 ・夏季休業中の目標の設定 ・夏季休業中の生活指導 ○相談体制の周知 ・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。 ・関係機関の相談窓口の周知	○家庭訪問 ○電話連絡（週1回） ・1学期の児童の様子 ・夏季休業中の学習支援の相談 ○「不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン」に基づく出席の取扱いについての検討 ○相談体制の周知 ・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。 ・関係機関の相談窓口の周知	○いじめ防止対策委員会 ○不登校対策委員会 ○SOSの出し方に関する授業  ○個別適応計画書の提出
夏 季 休 業 日	7	○三者面談での肯定的な言葉掛け ○学校外での活動の把握・出会ったときの言葉掛け ・地域イベント等への参加 ・部活動等での言葉掛け ○気になる児童への電話連絡	○家庭訪問・電話連絡 ・2学期からの支援の要望 ○2学期の支援の検討	○学級集団調査結果分析会議 ○いじめ防止対策委員会 ○不登校対策委員会
2 学期	9	○学校生活へスムーズに戻れるような居場所づくり ・2学期の目標設定 ○児童の様子の把握 ・児童間の関係の把握 ・気になる児童との面談	○家庭訪問・電話連絡 ・児童の様子の確認 ・必要に応じてSSWや民生委員も同行 ○学習者用タブレット等を活用した学習を行う児童への教材提供 ○関係機関との連携 ・教育センターや適応指導教室「つばさ」との情報交換 ・学校外の民間施設等との情報交換 ○別室指導の支援 ・学習支援	○いじめ防止対策委員会 ○不登校対策委員会 ○校内研修（不登校について）
	10	○いじめに関するアンケートの実施 ・気になる児童の把握 ・いじめが疑われる場合の毅然とした対応 ○行事に向けての取組の様子を把握	○関係機関との連携 ・教育センターや適応指導教室「つばさ」との情報交換 ・学校外の民間施設等との情報交換 ○別室指導の支援 ・学習支援	○不登校対策委員会 ○道徳授業地区公開講座
	11	<子どもの心サポート月間>	○別室指導の支援 ・学習支援	○不登校対策委員会

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校生活調査・学級集団調査の実施</li> <li>・11月までで気になる児童を把握し、学年で情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応</li> <li>○部分的な教室復帰に向けた支援</li> <li>○本格的な教室復帰に向けた支援</li> </ul>	○生命尊重週間	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気になる児童への対応</li> <li>・個別面談の実施</li> <li>○冬季休業前の指導</li> <li>・冬季休業中の目標の設定</li> <li>・冬季休業中の生活指導</li> <li>○相談体制の周知</li> <li>・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。</li> <li>・関係機関の相談窓口の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問</li> <li>○電話連絡（週1回）</li> <li>・2学期の児童の様子</li> <li>・冬季休業中の学習支援の相談</li> <li>○「不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン」に基づく出席の取扱いについての検討</li> <li>○相談体制の周知</li> <li>・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。</li> <li>・関係機関の相談窓口の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会</li> <li>○不登校対策委員会</li> <li>○人権週間</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別適応計画書の提出</li> </ul>	
冬季休業	○気になる児童への、年末・年始の電話連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電話連絡</li> <li>・3学期の支援の要望</li> <li>○3学期の支援についての検討</li> </ul>	○学級集団調査結果分析会議	
3学期	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校生活へスムーズに戻るような居場所づくり</li> <li>・2学期の目標設定</li> <li>○児童の様子の把握</li> <li>・児童間の関係の把握</li> <li>・気になる児童との面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問・電話連絡</li> <li>・児童の様子の確認</li> <li>・必要に応じてSSWや民生委員も同行</li> <li>○学習者用タブレット等を活用した学習を行う児童への教材提供</li> </ul>	○不登校対策委員会
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに関するアンケートの実施</li> <li>・気になる児童の把握</li> <li>・いじめが疑われる場合の毅然とした対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との連携</li> <li>・教育センターや適応指導教室「つばさ」との情報交換</li> <li>・学校外の民間施設等との情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校対策委員会</li> <li>○学校地域連絡協議会</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次年度への希望をもたせる居場所づくり</li> <li>・1年間の振り返り（良かった点、成長した点）</li> <li>・新年度の生活に向けて、新しい目標をもたせる</li> <li>○相談体制の周知</li> <li>・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。</li> <li>・関係機関の相談窓口の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○別室指導での支援</li> <li>・学習支援</li> <li>・相談対応</li> <li>○部分的な教室復帰に向けた支援</li> <li>○本格的な教室復帰に向けた支援</li> <li>○相談体制の周知</li> <li>・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。</li> <li>・関係機関の相談窓口の周知</li> <li>○次年度に向けての引継ぎ資料の作成</li> <li>○進学先への引継ぎ・情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会</li> <li>○不登校対策委員会</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別適応計画書の提出</li> </ul>

<参考資料2 不登校対策の年間計画フォーマット例（中学校）>

学期	月	未然防止	早期支援・長期化への対応	校内体制
1 学期	4	<p><b>「3日・7日・30日」の取組の実施 学級づくりは4月で決まる。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○担任と生徒との信頼関係づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級の生徒に一日一回話し掛ける。</li> <li>・からかい等がないか、学級の生徒の様子を見る。</li> <li>・学習や生活の決まりを共通理解する。</li> <li>・「いじめなどに対しては毅然とした態度で対応する」ことを伝える。</li> <li>・学校生活スタンダードの確認</li> </ul> </li> <li>○安心・安全な居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己紹介</li> <li>・連絡帳でのやり取り</li> <li>・レクリエーション</li> </ul> </li> <li>○学習の基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習スタンダードの確認</li> <li>・学習の取り組み方の確認</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前年度の引継ぎ・情報交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度担任からの引継ぎ</li> <li>・個別適応計画書の作成</li> <li>・今年度の支援の方針の検討</li> </ul> </li> <li>○家庭訪問（顔合わせ）</li> <li>○電話連絡（週1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の様子の確認</li> <li>・保護者の要望を聞く</li> <li>・学習者用タブレットを用いた関わり方の確認</li> </ul> </li> <li>○別室指導の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登校支援コーディネーターの指名</li> <li>○登校支援員・養護教諭補助の申請</li> <li>○地域との連携方法の確認</li> <li>○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の確認</li> <li>・校内の不登校対策の確認</li> </ul> </li> <li>○いじめ防止対策委員会</li> <li>○不登校対策委員会</li> <li>○保護者会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の説明</li> </ul> </li> </ul>
		5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安心・安全な居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己紹介</li> <li>・連絡帳でのやり取り</li> <li>・レクリエーション</li> </ul> </li> <li>○学習の基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習スタンダードの確認</li> <li>・学習の取り組み方の確認</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電話連絡（週1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・別室指導の紹介</li> <li>・適応指導教室「つばさ」の紹介</li> <li>・不登校特例校分教室の紹介</li> </ul> </li> <li>○適応指導教室「つばさ」との情報交換</li> </ul>
	6	<p>&lt;子どもの心サポート月間&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校生活調査・学級集団調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月までで気になる生徒を把握し、学年で情報共有</li> </ul> </li> <li>○いじめに関するアンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ささいな事も管理職に報告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じてSSWや民生委員も同行</li> </ul> </li> <li>○関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育センターや適応指導教室「つばさ」との情報交換</li> <li>・学校外の民間施設等との情報交換</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校対策委員会</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気になる生徒への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒との個別面談の実施</li> </ul> </li> <li>○夏季休業前の指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季休業中の目標の設定</li> <li>・夏季休業中の生活指導</li> </ul> </li> <li>○相談体制の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。</li> <li>・関係機関の相談窓口の周知</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問</li> <li>○電話連絡（週1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期の生徒の様子</li> <li>・夏季休業中の学習支援の相談</li> </ul> </li> <li>○「不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン」に基づく出席の取扱いについての検討</li> <li>○相談体制の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。</li> <li>・関係機関の相談窓口の周知</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会</li> <li>○不登校対策委員会</li> <li>○SOSの出し方に関する授業</li> </ul>
夏 季 休 業 日	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三者面談での肯定的な言葉掛け</li> <li>○学校外での活動の把握・出会ったときの言葉掛け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問・電話連絡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期からの支援の要望</li> </ul> </li> <li>○2学期の支援の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級集団調査結果分析会議</li> <li>○いじめ防止対策委員会</li> <li>○不登校対策委員会</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域イベント等への参加</li> <li>・部活動等での言葉掛け</li> <li>○気になる生徒への電話連絡</li> </ul>		
2 学 期	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校生活へスムーズに戻るような居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期の目標設定</li> </ul> </li> <li>○生徒の様子の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒間の関係の把握</li> <li>・気になる生徒との面談</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問・電話連絡 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の様子の確認</li> <li>・必要に応じてSSWや民生委員も同行</li> </ul> </li> <li>○学習者用タブレット等を活用した学習を行う生徒への教材提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策委員会</li> <li>○不登校対策委員会</li> <li>○校内研修（不登校について）</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに関するアンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・気になる生徒の把握</li> <li>・いじめが疑われる場合の毅然とした対応</li> </ul> </li> <li>○文化祭に向けての取組の様子を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育センターや適応指導教室「つばさ」との情報交換</li> <li>・学校外の民間施設等との情報交換</li> </ul> </li> <li>○別室指導での支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校対策委員会</li> <li>○道徳授業地区公開講座</li> </ul>
	11	<p>&lt;子どもの心サポート月間&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○別室指導での支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不登校対策委員会</li> </ul>

		○学校生活調査・学級集団調査の実施 ・11月までで気になる生徒を把握し、学年で情報共有	・相談対応 ○部分的な教室復帰に向けた支援 ○本格的な教室復帰に向けた支援	○生命尊重週間
	12	○気になる生徒への対応 ・個別面談の実施 ・進路選択で不安感をもっている生徒への親身な対応・支援 ○冬季休業前の指導 ・冬季休業中の目標の設定 ・冬季休業中の生活指導 ○相談体制の周知 ・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。 ・関係機関の相談窓口の周知	○家庭訪問 ○電話連絡（週1回） ・2学期の生徒の様子 ・冬季休業中の学習支援の相談 ○「不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン」に基づく出席の取扱いについての検討 ○相談体制の周知 ・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。 ・関係機関の相談窓口の周知	○いじめ防止対策委員会 ○不登校対策委員会 ○人権週間  ○個別適応計画書の提出
冬季休業		○部活動等での言葉掛け ○気になる生徒への、年末・年始の電話連絡	○電話連絡 ・3学期の支援の要望 ○3学期の支援についての検討	○学級集団調査結果分析会議
3学期	1	○学校生活へスムーズに戻るような居場所づくり ・2学期の目標設定 ○生徒の様子の把握 ・生徒間の関係の把握 ・気になる生徒との面談	○家庭訪問・電話連絡 ・生徒の様子の確認 ・必要に応じてSSWや民生委員も同行 ○学習者用タブレット等を活用した学習を行う生徒への教材提供	○不登校対策委員会
	2	○いじめに関するアンケートの実施 ・気になる生徒の把握 ・いじめが疑われる場合の毅然とした対応	○関係機関との連携 ・教育センターや適応指導教室「つばさ」との情報交換 ・学校外の民間施設等との情報交換	○不登校対策委員会 ○学校地域連絡協議会
	3	○次年度への希望をもたせる居場所づくり ・1年間の振り返り（良かった点、成長した点） ・新年度の生活に向けて、新しい目標をもたせる ○相談体制の周知 ・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。 ・関係機関の相談窓口の周知	○別室指導での支援 ・学習支援 ・相談対応 ○部分的な教室復帰に向けた支援 ○本格的な教室復帰に向けた支援 ○相談体制の周知 ・学校の先生には、いつでも相談できることを伝える。 ・関係機関の相談窓口の周知 ○次年度に向けての引継ぎ資料の作成 ○進学先への引継ぎ・情報交換	○いじめ防止対策委員会 ○不登校対策委員会  ○個別適応計画書の提出

<参考資料3 大田区立学校における不登校解決要綱>

大田区立学校における不登校解決要綱

(平成17年4月15日教指発第17号教育長決定)  
(平成24年3月30日教指発第12865号教育長決定)  
(令和2年12月17日教指発第12703号教育長決定)

第1条(目的)

この要綱は、不登校児童・生徒について、指導を担当する者を明確にするとともに、学校及び教育センターにおける児童・生徒及び保護者への支援体制を確立し、早期対応及び計画的、組織的な指導による解決を図ることを目的とする。

第2条(学校体制の確立)

校長は、不登校に組織的に対応する学校体制を確立し、教育委員会指導課及び教育センターに報告する。

第3条(早期対応と個別適応計画書の作成)

- (1) 児童・生徒の不登校による欠席が3日に達した場合、学級担任は、その復帰を図るため、不登校児童・生徒の個別適応計画書を作成する。
- (2) 学級担任は、個別適応計画書作成に当たり、副校長及び主幹教諭と協議し、校長の承認を得る。
- (3) 校長は、不登校対策の責任者として個別適応計画書に基づいて、当該児童・生徒の社会的自立が図れるよう指導、監督する。

第4条(ケース会議の開催及び構成員)

- (1) 校長は、個別適応計画書に従った対応の成果を検証するため、月に1回以上ケース会議を開催する。
- (2) ケース会議は校長が招集し、運営は、登校支援コーディネーターまたは不登校対策推進担当が行う。会議の構成員は、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭及び必要に応じて、登校支援員、養護教諭補助、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員等とする。

第5条(個別適応計画の見直し)

- (1) 学級担任は、ケース会議において1ヶ月間の計画を実行してもなお解決が見込めない場合は、同会議の検討結果に応じて、翌月の計画を見直し、校長の承認を得る。
- (2) 校長は、不登校による欠席が生じてから2カ月以上を経過しても解決が見込めない児童・生徒については、教育センターに個別適応計画書に基づく取組状況を報告し、ケース会議に教育相談員の参加を要請する。また、該当児童・生徒が適応

指導教室に通室している場合は、適応指導教室教育指導員の参加を要請する。

#### 第6条（教育センターの役割）

教育センター教育相談室の担当教育相談員は、学校からの報告に基づき不登校対策の進捗状況を把握し、指導・助言も含め学校と連携して、その解決の推進を図る。また、適応指導教室教育指導員は、通室児童・生徒のケース会議に参加し不登校の解決及び未然防止を図る。

#### 第7条（学校内での連携）

本要綱に基づき、校長、副校長、学級担任、その他の教員、スクールカウンセラー等は、相互に協力・連携し、不登校対策に積極的に取り組まなければならない。特に、スクールカウンセラーは、できる限りケース会議に参加するものとする。

#### 第8条（関係機関との連携）

校長は、必要に応じて教育センターや地域の民生委員、児童相談所など関係機関と積極的に連携し、不登校対策を継続して図るものとする。

#### 第9条（小中学校の連携）

小学校は、不登校対策にかかわる児童の状況を中学校に伝達する。中学校は、必要に応じて生徒の不登校対策にかかわる情報を小学校から得るものとする。

#### 第10条（記録、保存）

校長は、別に定めた様式により、必要な記録をとり保管する。

#### 付則

この要綱は、平成17年4月15日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。



<参考資料4 大田区不登校対策事業実施要綱>

大田区不登校対策事業実施要綱

令和2年6月1日教指発第10584号教育総務部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、大田区立学校（以下「学校」という。）、大田区教育委員会（以下「委員会」という。）、関係機関及び専門家が連携することによって、不登校児童・生徒の個々の状態を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対し計画的に支援する不登校対策事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定め、もって不登校状態を改善することを目的とする。

(個別適応計画書の作成)

第2条 学校長は、児童・生徒の不登校による欠席が不登校対策事業実施要領（以下「要領」という。）で定める日数に達した場合、当該児童・生徒の個別適応計画書を作成するものとする。

2 学校長は、前項に規定する計画を要領で定める期間実行してもなお改善が見込めない場合は、不登校対策委員会（以下「ケース会議」という。）の検討結果に応じ、計画を見直すものとする。

3 学校長は、不登校による欠席が要領で定める期間経過しても解決が見込めない児童・生徒については、教育センターに取組状況を報告し、ケース会議への出席を要請するものとする。

(登校支援コーディネーター)

第3条 委員会は、本事業の実施に際し学校の中から不登校対策事業実施校（以下「実施校」という。）を指定する。

第4条 実施校校長は、本事業として、正規教員の中から登校支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を指名するものとする。

2 コーディネーターは、要領で定める業務を行い、学校において本事業の中心的な役割を担うものとする。

3 委員会は、コーディネーターの学習指導業務の負担軽減のため、学校講師（会計年度任用職員）を各実施校に配置するものとする。

(養護教諭補助)

第5条 委員会は、本事業として、不登校児童・生徒に対応する養護教諭を補助するため、養護教諭補助を希望する学校に必要な予算措置をするものとする。

2 養護教諭補助としての業務等については別に定める。

3 養護教諭補助は、実施を希望する学校長が、業務を適切に行うことができると認めたものに実施させることができる。

(登校支援員)

第6条 委員会は、本事業として、登校支援員を希望する学校で実施するものとする。

2 登校支援員の業務等については別に定める。

3 登校支援員は、この事業の実施を希望する学校長が、次の各号の要件を全て満たし、業務を適切に行うことができると認めたものとする。

(1) 学校又は地域で児童・生徒の顔が分かること。

(2) 個人情報を守ることができること。

(登校支援アドバイザー)

第7条 委員会は、本事業として、登校支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を希望する学校に派遣するものとする。

2 アドバイザーの業務等について別に定める。

3 アドバイザーは、委員会が次の各号の要件のいずれかを満たし、要領で定める業務を適切に行うことができると認めたものを派遣する。

(1) 社会福祉士、精神保健福祉士等福祉に関する知識・技能を有するもの

(2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとして経験のあるもの

(3) その他アドバイザーとして任用するのに必要な実務経験を有していると委員会が認めるもの

(実施計画書等の提出)

第8条 実施校校長は、本事業に係る実施計画書及び実施結果報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

<参考資料5 大田区不登校対策事業実施要領>

大田区不登校対策事業実施要領

令和2年6月1日教指発第10582号教育総務部長決定

(目的)

第1条 この要領は、大田区不登校対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(個別適応計画書の作成、不登校対策委員会の実施)

第2条 要綱第2条に規定する個別適応計画書については、児童・生徒の不登校による欠席が3日間に達した場合、学級担任に当該児童・生徒の個別適応計画書を作成させるものとする。

第3条 要綱第2条第1項に規定する計画を1か月実行してもなお改善が見込めない児童・生徒については不登校対策委員会（以下「ケース会議」という。）の検討結果に応じて翌月の計画を見直す。また、不登校による欠席が2か月経過しても解決が見込めない児童・生徒については教育センターへ報告し、教育相談員及び当該児童・生徒が通所している適応指導教室指導員の出席を要請するものとする。

(登校支援コーディネーター)

第4条

登校支援コーディネーターの業務は次に掲げるものとする。

不登校生徒（傾向のある生徒を含む。）の把握及びリスト作成

個別適応計画書の担任への作成依頼

ケース会議を月1回以上、計画、開催及び運営

不登校対策の立案、進行管理

関係機関との連携窓口

その他学校において本事業に必要な業務

(負担軽減のための学校講師)

第5条 要綱第4条第3項に規定する負担軽減のための学校講師は、週10時間を上限として実施する。

(養護教諭補助)

第6条 要綱第5条に規定する養護教諭補助の実施を希望する大田区立学校長（以下「学校長」という。）は、大田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、登校支援員・養護教諭補助申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 申請書は、学期ごとに提出するものとする。

3 教育委員会は、申請書が提出され、養護教諭補助の予算措置を適当と認めた場合は、必要時数を決定するものとする。

4 養護教諭補助の事業の実施は週10時間、年間35週を上限とする。なお、教育委員会が特に必要と判断する場合は、この上限を超えて事業を実施することができるものとする。

5 学校長は、養護教諭補助の事業を実施した場合は、毎月養護教諭補助実施報告書（別記第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

6 養護教諭補助は、次に掲げる業務を行う。

保健室に来る児童・生徒の対応

養護教諭の事務の補助

その他養護教諭から依頼される業務

7 養護教諭補助に対する謝礼は、1時間当たり1,400円とする。

(登校支援員)

第7条 要綱第6条に規定する登校支援員の事業の実施を希望する学校長は、教育委員会に対し、申請書を提出しなければならない。

2 申請書は、学期ごとに提出するものとする。

3 教育委員会は、申請書が提出され、登校支援員の実施が適当と認めた場合は、必要時数を決定するものとする。

4 登校支援員の配置は週10時間、1回2時間を上限とし、1日に2回実施することができる。なお、教育委員会が特に必要と判断する場合は、この上限を超えて事業を実施することができるものとする。

5 学校長は、決定された時数が10時間未満の場合で、さらに時数が必要な場合は、変更申請書を提出することができる。

6 学校長は、登校支援員の事業を実施した場合は、毎月登校支援員実施報告書(別記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

7 登校支援員は、次に掲げる業務を行う。

不登校児童・生徒の家庭から学校への登校の支援

不登校児童・生徒の登校後の別室対応(話相手、自主学習の見守り等)

不登校児童・生徒の学校から家庭への下校の支援

不登校児童・生徒の家庭への連絡

その他、不登校児童・生徒の登校支援に必要な業務

8 登校支援員に対する謝礼は、1時間当たり1,700円とする。

(登校支援アドバイザー)

第8条 要綱第6条に規定する登校支援アドバイザーの派遣は、週1回4時間とする。なお、教育委員会が特に必要と判断する場合は、この上限を超えて事業を実施することができるものとする。

2 登校支援アドバイザーは、派遣され実施した業務内容を登校支援アドバイザー報告書(別記第4号様式)に記載し、教育委員会に提出しなければならない。

3 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

委員会と連携・協力し、不登校児童・生徒への効果的な対応の協議

個別ケースに対し、学校及び担当教育相談員への助言

委員会からの要請に基づく、教員及び担当教育相談員に対する研修等における指導

4 登校支援アドバイザーに対する謝礼は、1時間当たり6,500円とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。

31 教指発第 13043 号

令和元年 12 月 20 日

各学校長 様

指導課長

大田区立学校における不登校児童・生徒の出席の  
取扱いガイドライン（改訂版）

このことについて、大田区教育委員会では、令和元年 9 月 24 日付け 31 教指発第 12138 号にてガイドラインを通知したところです。

この度、文部科学省から令和元年 10 月 25 日付けで通知された「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」を踏まえ、ガイドラインを改訂しました。

つきましては、本ガイドライン（改訂版）を基に、不登校児童・生徒の出席の取扱いについて御配慮願います。

記

**1 適応指導教室「つばさ」に登校している児童・生徒**

**(1) 出席扱いとする。**

(2) 当該児童・生徒の学級又は学年担当教員が、当該教室を定期的に訪問して学習状況等を確認するとともに、少なくとも月 1 回以上は当該教室との情報連携を行う。

**2 「学校外の民間施設」に登校している児童・生徒**

(1) 以下の 3 点を全て満たした場合、**出席扱いとする。**

○ 当該児童・生徒が、当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けている。

○ 学習活動を校長が確認し、その計画や内容が、学習指導要領（下学年対応含む）に準じており自校の教育課程に照らし適切と認められる。

○ 当該児童・生徒が、現在登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる。

(2) 当該児童・生徒の学級又は学年担当教員が、当該施設を定期的に訪問して出席状況及び学習状況等を確認するとともに、少なくとも月 1 回以上は当該施設との情報連携を行う。

**3 自宅において ICT 等を活用した学習活動を行っている児童・生徒**

(1) 以下の 4 点を全て満たした場合、**出席扱いとする。**

- 適応指導教室「つばさ」及び「学校外の民間施設」において、相談・指導を受けることが困難である。
- 「在籍校の教員やスクールカウンセラー、教育センター教育相談員、スクールソーシャルワーカーの訪問による対面指導を定期的に受けている。
- ICT（コンピュータやインターネット、遠隔システムなど）や郵送、ファクシミリ等を活用して、学校や学校外の民間事業者から提供される「学習のねらいや内容が明確になっており、かつ、学校が作成したプリントやドリル又はそれに準ずる資料やICT教材を活用した学習活動」を行っている。

【ICT等を活用した学習活動の例】

- ・ 民間事業者が提供するICT教材を活用した学習
- ・ パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
- ・ 教育センター及び適応指導教室「つばさ」が作成したICT教材を活用した学習
- ・ ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）

- 学習活動の内容が、当該児童・生徒が、現在登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童・生徒の自立を助ける上で有効・適切である。

(2) 確認等の流れ

- 保護者及び児童・生徒と管理職が面談し、管理職が「ICT等を活用した学習」の流れと出席についての取扱いについて説明する。
- 保護者に実施の有無を確認する。
- 担任（又は学年担当教員）が事前に、使用する教材等（東京ベーシックドリル、ステップ学習も可とする）の確認を行う。
- 担任（又は学年担当教員）は、保護者及び当該児童・生徒による持参及び郵送、家庭訪問、適応指導教室「つばさ」や「学校外の民間施設」との情報連携等を通じて、学習状況の確認を行い、必要に応じて補充指導を行う。
- 校長は、担任（又は学年担当教員）からの学習状況の報告を受け、出席扱いとするか否かを決定する。

(3) 保護者との確認事項

- 1日に実施する目安の分量を決め、実施記録（日付、学習時間、内容等）を残すこと。
  - 1日3教科以上実施すること。
- ※ 上記2点の確認ができ、校長が認めた時点で出席扱いとなること。

4 出席扱いとした場合の、校務支援システムにおける事務処理について

(1) 出席簿上は校務支援システムに「出席」と入力し、備考欄に理由を記載する。

- 適応指導教室「つばさ」に登校している場合、「つばさ」と記入
- 「学校外の民間施設」に登校し、出席扱いとした場合、「民間施設」と記入

○ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を出席扱いとした場合、「ICT」と記入

(2) 指導要録上は「出席」とし、備考欄に理由及び出席扱いとした日数を記載する。

(3) 管理職には、校務支援システムに「出席」として記載したものに押印し、公簿として提出する。

※ 出席簿上で「出席」とした場合、指導要録及び通知表に「出席」で反映される。

※ 出席扱いとした場合でも、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」については、「小学校及び中学校における長期欠席の状況等」にある「不登校」の人数に計上する。

## 5 その他

(1) 本ガイドラインは、平成31年4月1日から実施とする。

(2) 「学校外の民間施設」の取扱いについては、別紙「大田区 不登校児童・生徒に係る『学校外の民間施設』についての取扱いについて（改訂版）」のとおりとする。

(3) 「大田区立学校における不登校児童・生徒の出席の取扱いガイドライン」（令和元年9月24日付け指導課長通知）については、本通知をもって廃止とする。

<参考資料7 別紙 大田区 不登校児童・生徒に係る「学校外の民間施設」についての  
取扱いについて（改訂版）>

大田区 不登校児童・生徒に係る「学校外の民間施設」についての  
取扱いについて（改訂版）

1 実施主体について

実施者が不登校児童・生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

(1) 不登校児童・生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

(2) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

(1) 児童・生徒の人命や人格を尊重した、人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

(2) 相談・指導の対象となる児童・生徒に対して、不登校の様々な要因に対応した相談・指導体制が明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなど、当該児童・生徒の状況の把握が適切に行われていること。

(3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童・生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、学習内容が学習指導要領（下学年対応含む）に準じており、自校の教育課程に照らし適切と認められること。

(4) 児童・生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

(5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

(1) 相談・指導スタッフは児童・生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。

(2) 専門的なカウンセリング等の方法を行うに当たっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっていること。

5 施設、設備について

各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。



6 学校と施設との関係について

児童・生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童・生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

## おわりに

不登校対策は、本区のみならず、国や東京都においても喫緊の課題である。しかし、不登校児童・生徒数の増減等の数値が取り上げられるものの、それ以外での不登校対策の取組の成果はあまり注目されないことが多い。

本区では、不登校対策事業や不登校特例校の設置準備など、様々な不登校対策を実施しており、教育センターや民生委員・児童委員、学校外の関係機関等と連携した取組も行っている。特に不登校対策事業実施校では、不登校生徒の状況や欠席日数、校内での支援やつながっている関係機関等を情報共有したり、民生委員と連携して家庭訪問を行ったりしており、適応指導教室へつながるなど、好ましい変化が見られている生徒もいる。このような取組や、数値では表れない成果も、各学校へ周知していく必要がある。

一方で、文部科学省の通知から「学校復帰に向けた取組」という文言が削除され、「社会的自立に向けた支援」が重点となっていることから、今後は、フリースクール等の「学校外の民間施設」との連携も視野に入れ、不登校対策を進めていくことが重要である。

さらに、他の自治体では「集団では学習に参加することが難しい児童・生徒が、一時的に在籍学級を離れて、落ち着いた環境で学習するためのスペース」と位置付けて、各学校に「居場所づくりのための教室」を設置している。その中で、不登校生徒の登校支援を主として取り組んでいる中学校もあり、成果も上がっている。

今後は、人的配置や場所の確保等の課題はあるが、特に中学校を中心とした「居場所づくりのための教室」を整備に向けた検討を進めていく。

加えて、これまでの各学校での取組が、不登校状態からの学校復帰に重点が置かれていることから、不登校の「未然防止」に向けた取組について検討する。

全ての児童・生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるようにすることは、「不登校対策」の第一歩であり、新たな不登校児童・生徒を出さないことにつながる。改めて学級・学年集団での「居場所づくり」「絆づくり」を意識して指導するとともに、教職員と生徒、教職員同士の「絆づくり」も踏まえた教育活動が実施されるよう、不登校対策の整備を進めていく。

### <参考文献>

- ・平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について（令和元年10月17日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日）
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について（平成28年9月14日付け 文部科学省）
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日付け 文部科学省）
- ・平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について（令和2年2月 東京都教育委員会）
- ・児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な支援に向けて～（平成30年12月 東京都教育委員会）
- ・「世田谷区不登校対策アクションプラン（平成30年3月 世田谷区教育委員会）」

---

---

大田区不登校対策アクションプラン（令和3年度～令和5年度）

【問合せ先】

大田区教育委員会事務局教育総務部指導課

〒144-8623 大田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア5階

電 話 03-5744-1435

ファクシミリ 03-5744-1665

発行年月 令和3年3月

---

---